ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置及びＨＦ無線電話
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、次に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める設備に対し給電することができるものであつて当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）　次に掲げる設備
イ　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
ハ　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
(1)　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
(2)　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
(3)　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
(4)　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
ニ　その他管海官庁が必要と認める設備
二　Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶　前号イ、ハ及びニに掲げる設備
三　前二号以外の船舶　次に掲げる設備
イ　第一号に掲げる設備
ロ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ハ　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
3　（略）
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　（削る） ロ　（略） （削る） ハ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　ＨＦ無線電話 ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦデジタル選択呼出聴守装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置、ＨＦデジタル選択呼出聴守装置、ＨＦ直接印刷電信及びＨＦ無線電話
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
二　ＭＦデジタル選択呼出装置、ＭＦ直接印刷電信及びＭＦ無線電話
三　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
四　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
五　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ　ＶＨＦデジタル選択呼出装置及びＶＨＦ無線電話
ロ　ＭＦデジタル選択呼出装置及びＭＦ無線電話
ハ　インマルサット等データ通信設備及びインマルサット等無線電話
ニ　ＨＦデジタル選択呼出装置及びＨＦ無線電話
六　その他管海官庁が必要と認める設備
3　（略）
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　Ａ４水域を航行する船舶

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　（削る） ロ　ＨＦ直接印刷電信 （略） ハ　（削る） ＭＦ直接印刷電信 ニ・ホ　（略）
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　ＨＦ直接印刷電信又はＨＦ無線電話 ロ・ハ　（略）
備考　（略）	